

令和元年度
長野県国民健康保険団体連合会
定例理事会議事録

と き	令和2年2月4日(火) 午後1時30分から
と ころ	長野市西長野加茂北 長野県自治会館 2階大会議室
附議事項	別冊議案のとおり
会議概況	以下のとおり

開 会 午後 1 時 30 分

開 会 事務局

理事長あいさつ 理事長
別紙のとおり

定 足 数 報 告 事務局
本会規約第 32 条による定足数を報告いたします。
現員理事数 16 名
出席理事数 9 名
書面表決理事数 7 名 (規約第 35 条)
代理出席者数 1 名
従いまして、本日の理事会は成立いたしました。

議 長 選 任 事務局
続きまして議長の選任でございますが、理事会の議長は、本会規約第 41 条の規定により、理事長が議事を主宰することとなっておりますので、理事長にお願いいたします。

議 長

それでは、規約の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録の署名人を慣例に従いまして、議長から指名をさせていただきます。

池 田 町 長 甕 聖 章 様
木 島 平 村 長 日 臺 正 博 様

のお二人をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 事

議 長

それでは、これより議事に入ります。

まず始めに、1頁、議案第1号「令和元年度長野県国保連合会一般会計歳入歳出補正予算（第3回）」から議案第6号「令和元年度長野県国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出補正予算（第2回）」までを一括して議題といたします。

事務局から説明願います。

事 務 局

＜説 明＞ 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

《質疑等なし》

特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第1号から議案第6号を原案どおり決定することといたします。

次に16頁、議案第7号「令和2年度長野県国保連合会事業計画」についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

事 務 局

＜説 明＞ 事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

《質疑等なし》

特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

か。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第7号について原案どおり決定することといたします。次に、23頁、議案第8号「人事に関する規則の一部改正について」から議案第15号「介護給付費等審査支払規則の一部改正について」までを、一括議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

＜説明＞ 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

理事

議案第10号の手数料の改正ですが、80円を62円に改めるということですが、詳しい事情はどのようなことでしょうか。

事務局

平成20年に後期高齢者医療制度が始まったときに、国保54円、後期95円で事業を始めました。平成23年に国保を50円に引下げているのですが、その際、規則上は「54円以内」とありましたので規則改正は行いませんでした。後期高齢については、一旦80円に引下げがあり、その後、64円、63円という引下げがありましたが、都度、規則改正を行っていなかったということもあり、規則上は「80円以内」の状態のままです。今回、国保の手数料を改正することに併せて、実際に徴収する手数料単価に改正したいとするものです。

議長

その他いかがでしょうか。特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

《拍手多数》

ご異議ないものと認め、議案第8号から議案第15号を原案どおり決定することといたします。

次に、別冊2頁、議案第16号「令和2年度一般会計歳入歳出予算」から議案第26号「令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出予算」及び本冊48頁、議案第27号「令和2年度一時借入金について」並びに、議案第28号「令和

2年度積立金の処分について」までを一括議題といたします。
事務局から説明願います。

事務局

＜説明＞ 事務局 議案書及び資料1により説明

議長

事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

理事

人件費の関係ですが、資料1の7ページと10ページの数字の違いは何か。

資料1の9ページにある手数料収入について、今回、引上げと引下げがあるわけですが、予算ベースでどのくらい収入が増えたのか。

国保被保険者が今後も減少していきます。とりわけ、2022年から2025年にかけて団塊世代が後期高齢者へ移行していきます。また、社会保険の適用拡大、2022年10月から501人が101人以上になり、2024年10月からは51人以上となり国保の被保険者が被用者保険に移っていきます。そうなったとき、現状の規模で運営できるのか。手数料の引上げについて次の段階がいつになるのかということも含めて、今後の見通しを教えてください。

事務局

人件費の関係ですが、7ページは正規職員の人件費を計上し、10ページは嘱託・臨時職員、派遣職員等を含めた全てを計上したものであり、その差ということです。

事務局

今後の国保連合会の見通しですが、現在も後期高齢者が増加しており、国保と後期高齢者の合わせた取扱件数は、今のところ若干増加している状況です。その他、介護や障害、その他関連業務につきましても増加している状況です。

支払基金では、基金改革で手数料の引下げ、業務効率化等の話が出ております。それにつきましては、国保連合会も同様にできるだけ効率的に経費削減し、業務を行っていく流れがあります。そのようなことから、経費については、徐々に削減が行われると考えています。

どの時点でというのは未定ですが、国保、後期合わせた件数について減少傾向になった場合は、その時点では職員数等について検討せざるを得ないと考えています。

事務局

手数料収入の件ですが、診療報酬の方では前年度より1億2,000万円程増額となっております。このうち、被保険者証の一体化で4,000万円程ありますので、それを勘案し

ますと 8,000 万円程の増額となります。特定健診については前年度より 300 万円の増額となります。

理 事

介護保険や後期高齢者の支出が増えているのはわかるのですが、障害者支援の関係の伸び率が多いのは、何か要因があるのでしょうか。

事務局

子どもの数は減少していますが、障害児の件数が伸びており、障害児の利用者数の増加、障害支援区分が上がることにより一人当たり費用の増加、重度化による利用時間の長時間化が影響しています。具体的には医療的ケア児者に対する支援の充実、放課後デイサービスが充実しており報酬の見直し等がされています。

近年は療育の需要も高まっており、10月からは就学前の障害児発達支援の無償化が行われていること等から、今後も障害児等は伸びてくると見込んでいます。

理 事

趣旨普及費の中の被保険者証一体化にかかるリーフレットの斡旋について教えてください。

事務局

来年度、被保険者証が高齢受給者証と一体化になります。それに伴い、すべての市町村ではありませんが、国保連合会で一括作成を受託する準備を進めています。

現在も被保険者証を各市町村で発行する際に、国保の手引きのような小型のリーフレットを同封していると思います。それもスケールメリットという観点から、長野県版で統一的なものをコストを下げても作成したらどうかと検討してきました。その中で、国保連合会の方が被保険者証自体の作成も請け負いますが、リーフレットも必要な部数をまとめて印刷、作成を行うというのが事業の内容です。

理 事

趣旨普及費の伸びが 16,929 千円は、概ねこの事業が当たるということでよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

理 事

令和 2 年度の一時借入金について、一般会計と各特別会計の支出に当てるとのことで、支払勘定が主になってくると思います。

自治体と違い、国保連合会は診療報酬の請求を各自治体に行い、期日までに入金して

もらい医療機関に翌々月に支払う。規定通りにいくと、すべて翌々月には入金されお金自体は不足しないと思いますが、15億円という借入れが実際に必要なのかどうか。

実際にどこかの保険者が期日までに納入されていない状況が年度内にあるのかどうか。期日までに納入されなかった場合、延滞金の徴収をしているのかどうか教えてください。

事務局

診療報酬の関係については、平成30年度から普通交付金となり、市町村分は県から直接納入されますので、一時借入金が生じないと思われま。ただし、国保組合分は可能性としてあるということです。今まで、実際には借入れはありません。

延滞金につきましても、現在、市町村分については今お話ししましたように、交付金ということで発生しないと思われま。過去においても、実際のところは免除申請をしていただき徴収したことはありません。

議長

その他、特にご意見等がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

ご異議ないものと認め、議案第16号から議案第28号までを原案どおり決定することといたします。

続きまして51頁、議案第29号「通常総会の招集について」を議題といたします。
事務局から説明願います。

事務局

＜説明＞ 事務局 議案書により説明

議長

事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは、2月27日に、通常総会を開催いたしますのでよろしく願いいたします。

以上で本日予定しておりました議決事項は、全て終了いたしました。議事録は事務局で整備のうえ、後日、議事録署名人に署名をお願いすることといたします。

なお、議事録につきましては、「理事会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

以上をもちまして、全て終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後3時5分

(別紙)

理事長招集あいさつ（理事会）

令和2年2月4日（火）
自治会館2階大会議室

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は定例理事会を開催いたしましたところ、理事・監事の皆様方には公務ご多用の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、日頃より国民健康保険事業に対しまして、多大なるご理解、ご協力をいただきまして重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、平成30年4月から新たな国保制度が施行され、2年が経過しようとしておりますが、高齢者や低所得者の占める割合が高いといった構造的問題と医療技術の進展等による医療費の増嵩により、依然として、国保事業運営は厳しい状況が続くのではないかと考えております。

このような状況の下、昨年5月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が盛り込まれ本年4月から施行されます。

この改正後の法律では、国保連合会は、専門的な技術又は知識を有する者の派遣や情報提供、保健事業の実施状況の分析及び評価、その他必要な支援を行う旨の努力義務規定が盛り込まれており、本会におきましては、保険者機能がより発揮できるよう、「国保データベースシステム（KDB）」の利活用の支援を始め、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による保健事業支援など、保険者が行う、より効果的かつ効率的な健康づくり活動に貢献して参りたいと考えております。

このような状況を踏まえ、本会は、今後も県を始めとする各保険者と一層の連携を図りながら保健事業はもとより、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実・高度化を図りながら、引き続き医療費等の適正化を推進し、保険者の共同体として、しっかりと役割を果たすべく、適切に事業を実施して参りますので、引き続きご支援とご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日の理事会は、令和2年度の事業計画、各会計予算並びに規則改正等と併せまして、令和元年度予算の補正などについてご審議いただきまして、今月末に開催する通常総会に提案して参りたいというものでございます。

簡単でございますが招集のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

定例理事会出席者名簿

R02. 2. 4

役 職 名	氏 名	公 職 名	書面参加	備 考
理 事 長	小 口 利 幸	塩 尻 市 長		
副 理 事 長	小 池 正 充	平 谷 村 長	○	
副 理 事 長	北 村 政 夫	青 木 村 長		
常 務 理 事	土 屋 嘉 宏			
理 事	中 島 則 保	南 相 木 村 長		
理 事	今 井 竜 吾	岡 谷 市 長	○	
理 事	下 平 洋 一	飯 島 町 長	○	副町長 宮下寛
理 事	大 屋 誠	上 松 町 長	○	
理 事	高 野 忠 房	麻 績 村 長		
理 事	甕 聖 章	池 田 町 長		
理 事	加 藤 久 雄	長 野 市 長	○	
理 事	染 野 隆 嗣	小 川 村 長	○	
理 事	日 基 正 博	木 島 平 村 長		
理 事	関 隆 教	医師国保組合 理 事 長	○	
理 事	宮 川 信 一	建設国保組合 常 務 理 事		
理 事	濱 口 實	長野県国保 直 診 医 師 会 長		
監 事	柳 田 清 二	佐 久 市 長	—	国保医療課長 武者新一
監 事	峯 村 勝 盛	飯 綱 町 長	—	
監 事	下 川 正 剛	白 馬 村 長	—	

以下この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議 長（理事長）

塩 尻 市 長 _____ 印

議事録署名者

池 田 町 長 _____ 印

木 島 平 村 長 _____ 印